熊谷市監査委員公告第１３号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和８年１１月２０日

熊谷市監査委員　富　井　晴　夫

熊谷市監査委員　沼　上　政　幸

令和８年度出納室定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

出納室

⑵　対象事務

令和７、８年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務

ア　必要な帳簿類は整備されているか。

イ　帳票等と現金を突合しているか。

⑵　支出事務

ア　違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ　予算目的に反する支出はないか。

⑶　契約事務

ア　安易な随意契約を採用していないか。

イ　完了報告を漏れなく受領しているか。

ウ　検査結果通知書等は作成されているか。

エ　履行確認、支出等は契約書等に基づき適正に行われているか。

⑷　財産管理

ア　備品購入後速やかに備品登録がされているか。

イ　返納手続をせずに処分していないか。

⑸　その他

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

【主な監査項目】

⑴　収入事務

ア　現金出納簿

イ　切手、為替、小切手、金券、商品券等管理簿

ウ　その他の雑入

⑵　支出事務
　　会計業務経費「器具購入費」
⑶　契約事務
　ア　収入金集計事務業務委託
　イ　財務会計システム口座振替名寄せ対応プログラム作成業務委託
⑷　財産管理
　　備品台帳一覧表
⑸　その他
　ア　出勤簿
　イ　時間外勤務集計データ

5　監査の実施場所及び期間
⑴　実施場所
　　監査委員事務局、出納室、議会棟第一委員会室
⑵　監査期間
　　令和８年６月１０日から令和８年７月２９日まで

6　監査の結果
　監査の結果、改善すべき点は認められなかったが、今後も適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。